

鹿 児 島 県 公 報

平成21年3月31日（火）第2483号の14



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

- 規 則
- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 1
- 告 示
- 自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定の一部改正（※）（税務課取扱い） 49

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第32号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 削除」を「第7章 自動車取得税（第26条―第31条の11）」に、「第12章 軽油引取税（第32条―第32条の16）」に、「第13章 自動車取得税（第41条―第41条の10）」を「第12章及び第13章 削除」に改める。

第13条第2項の表根拠規定の欄中「第700条の14の3第1項又は第700条の21第1項」を「第144条の20第1項又は第144条の29第1項」に、「第56条の6の2第4項又は第56条の11第2項」を「第43条の14第4項又は第43条の16第2項」に、「第700条の14の3第2項」を「第144条の20第2項」に、「第16条第1項又は第700条の21第1項」を「第16条第1項又は第144条の29第1項」に、「又は第700条の14の3第1項」を「又は第144条の20第1項」に、「第56条の6の2第4項に」を「第43条の14第4項に」に改める。

第18条の2第16項中「， 協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 自動車取得税

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第26条 法第125条第1項の規定により、自動車取得税の納税義務の免除を受けようとする者は、別記第94号様式による申告書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

2 法第125条第2項の規定により、自動車取得税の徴収猶予を受けようとする者は、条例第81条第1項の規定による申告書を提出する際、これに併せて別記第94号様式による申告書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

3 法第125条第6項の規定により、徴収金の還付を受けようとする者は、別記第94号様式による申請書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（自動車取得税証紙）

第27条 自動車取得税証紙（以下この章において「証紙」という。）の種類は、100円券、300円券、500円券、1,000円券、3,000円券、5,000円券及び10,000円券とし、その形式は、別記

第95号様式による。

（証紙代金収納計器の指定等）

第28条 条例第81条第2項後段に規定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の指定は、収納計器の名称、型式及び記号番号を告示することにより行う。

2 条例第81条第2項後段の収納印は、別記第96号様式による。

（証紙の消印等）

第29条 条例第81条第2項の規定によつて納税者がはりつけた証紙は、同条第1項に規定する申告書の提出があつた日の日付により、別記第97号様式による納税済印で証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて判明に消印するものとし、当該日付をもつて自動車取得税の納付があつたものとする。

（証紙の売りさばき等）

第30条 証紙は、知事が指定する者を証紙販売人として証紙販売所であることを標示した販売所で販売させるものとする。

2 前項の証紙販売人に対しては、証紙販売手数料として証紙の買受け月額を次の表の左欄の各級に区分し、その区分ごとに右欄の割合を乗じて得た金額の合計額を交付する。

区 分	割 合
500万円以下の金額	100分の2.1
500万円を超え3,000万円以下の金額	100分の1.575
3,000万円を超え5,000万円以下の金額	100分の1.05
5,000万円を超える金額	100分の0.525

（収納計器取扱人の指定）

第31条 条例第81条第2項後段の収納印の押印（以下「押印業務」という。）は、知事が収納計器取扱人として指定する者に行わせるものとする。

2 収納計器取扱人は、押印業務を行うために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税者の自動車取得税の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから指定する。

3 収納計器取扱人の指定を受けようとする者は、収納計器取扱人の指定申請をしなければならない。

4 知事は、第1項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、これを告示する。

（収納計器取扱人の指定の取消し）

第31条の2 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことがある。

(1) 収納計器を不正に使用したとき。

(2) 押印業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税者の自動車取得税の納付について利便を与えることができなくなつたとき。

(3) 第31条の4第1項の規定に基づき知事が別に定めるところに反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

（始動票札の買受け）

第31条の3 収納計器取扱人は、収納計器を使用する前に県から当該収納計器を始動させるために必要な票札（以下「始動票札」という。）を買い受けなければならない。

2 収納計器取扱人は、収納計器による収納印を誤つて押印した場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該誤つて押印した収納印の表示金額（以下「誤表示金額」という。）に相当する金額の還付を受けることができる。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する誤表示金額に相当する金額の還付を受けようとするときは、誤表示金額を月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに知事に還付の申請をしなければならない。

4 第1項の始動票札の形式は、別記第98号様式による。

（押印業務の取扱い等）

第31条の4 押印業務の取扱い等については、知事が別に定めるところによらなければならない。

2 収納計器取扱人が押印業務を行つたときは、証紙を売りさばいたものとみなし、証紙販売

手数料として、その月中に収納計器により押印した収納印の表示金額（誤表示金額を除く。）の合計額を第30条第2項の表の左欄の各級に区分し、その区分ごとに右欄の割合を乗じて得た金額の合計額を交付する。

（証紙取扱者）

第31条の5 証紙取扱者は、鹿児島地域振興局又は大島支庁の税出納員（鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）第4条に規定する者をいう。以下同じ。）（鹿児島地域振興局にあつては、自動車取得税及び自動車税の出納事務を担当する課長に限る。第36条の7において同じ。）をもつて充てる。

（身体障害者の範囲）

第31条の6 条例第83条第3号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障 害 の 級 別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭の摘出手術を受けた者に限る。）
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

- (2) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭の摘出手術を受けた者に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

2 前項の規定にかかわらず、条例第83条第3号イ若しくはウ又は第106条の2第1項第2号イ若しくはウに掲げる自動車に係る身体障害者については、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が下肢不自由であるもので障害の級別が3級の2、3級の3及び4級から6級までの各級に該当する障害を有するもの
- (2) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が体幹不自由であるもので障害の級別が5級に該当する障害を有するもの
- (3) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害であるもので移動機能障害の級別が3級（1下肢のみに運動機能障害をもつものに限る。）から6級までの各級に該当する障害を有するもの
- (4) 前項第2号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が下肢不自由であるもので重度障害の程度又は障害の程度が第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する障害を有するもの
- (5) 前項第2号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が体幹不自由であるもので重度障害の程度又は障害の程度が第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する障害を有するもの

（精神障害者の範囲）

第31条の7 条例第83条第3号の精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別に定めるところにより交付される療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

（自動車取得税の減免）

第31条の8 条例第83条第3号の規定により減免する自動車取得税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該自動車の取得に係る自動車取得税の額
- (2) 250万円に身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した金額を加算した額に条例第79条又は附則第12条第1項に規定する税率を乗じて得た額

2 条例第83条第3号の規定により身体障害者等のための自動車取得税の減免を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該減免の対象となつた自動車の取得の日から1年以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、減免しない。ただし、次に掲げる自動車の取得である場合には、この限りでない。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条第1項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得
- (2) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかかつた自動車に代わる自動車の取得
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車の取得
（自動車取得税の減免に係る申請等）

第31条の9 条例第83条の規定により、自動車取得税の減免を受けようとする者は、別記第99号様式による申請書により鹿児島地域振興局長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、条例第81条第1項の規定により自動車取得税を申告納付することとされている際に、当該申告書と併せて提出しなければならない。

3 第1項の申請書（条例第83条第3号の規定に係るものに限る。）を提出する場合は、次に

掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という。）
- (3) 自動車取得税の減免の対象となる自動車の道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）
- 4 自動車取得税の減免の対象となる自動車の取得が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者によつて運転される自動車に係るものである場合は、別記第99号様式（付票）による当該自動車の取得に係る当該事実を証明する書類を第1項の申請書に添付しなければならない。
- 5 前項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者が発行するものに限るものとする。
 - (1) 当該身体障害者等が身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合 当該身体障害者等の居住地を管轄する福祉に関する事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号において同じ。）又は福祉に関する事務所を設置しない町村の長（その出張所長を含む。以下「福祉事務所等の長」という。）
 - (2) 当該身体障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者である場合 県の戦傷病者特別援護法の施行に関する事務を主管する課の長（以下「援護事務主管課長」という。）
 - (3) 当該精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である場合 当該精神障害者の居住地を管轄する市町村長
- 6 鹿児島地域振興局長は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請を承認したときは別記第100号様式による通知書により、承認しなかつたときは別記第101号様式による通知書により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出）

第31条の10 市町村長は、省令第8条の26の規定により、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を提出する場合は、毎年度当該年度の6月末日までに、別記第102号様式により提出しなければならない。

（自動車取得税に関する書類の様式）

第31条の11 自動車取得税について次の表の左欄に掲げる根拠規定に関して用いる中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

根 拠 規 定	書 類 の 種 類	様 式（別記）
法第123条第2項	自動車取得税修正申告書（自）	第103号様式
	自動車取得税修正申告書（軽）	第104号様式
法第126条第1項	自動車取得税還付（納付義務免除）申請書	第105号様式
法第129条第4項又は第132条第5項若しくは第133条第4項	自動車取得税更正・決定通知書 加算金決定	第106号様式

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 軽油引取税

（特約業者の指定等に係る通知）

第32条 鹿児島地域振興局長は、条例第87条第1項又は第88条第1項の規定による仮特約業者又は特約業者としての指定の申請があつた場合において、当該申請の適否を決定したときは、別記第107号様式又は別記第108号様式による通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 鹿児島地域振興局長は、条例第87条第3項又は第88条第3項の規定により、仮特約業者又は特約業者の指定を取り消した場合においては、別記第109号様式による通知書により当該取消しに係る者に通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録に係る申請書の記載事項）

第32条の2 条例第92条第1項の規定による登録を申請しようとする特別徴収義務者は、別記第110号様式による申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 県内において事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合
 - ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者の氏名
 - イ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - ウ 軽油の貯蔵設備がある場合にあつては、その概要
 - エ 事務所又は事業所の事業開始年月日
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (2) 県内において事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
 - ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者の氏名
 - イ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - ウ 軽油の貯蔵設備がある場合にあつては、その概要
 - エ 特別徴収義務者として指定された日
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 引渡しに係る軽油の納入が県内において行われることとなつた場合
 - ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者の氏名
 - イ 軽油の納入地
 - ウ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出）

第32条の3 条例第94条第3項の規定によつて、知事の承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、省令第8条の37各号に規定する軽油の数量の区分に応じ、当該各号に規定する書類を条例第94条第1項に規定する納入申告書に添付して、これを鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者等が行う保全担保の分割提供承認の申請）

第32条の4 法第144条の20第1項の規定に基づき、担保の提供を命ぜられた軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が令第43条の14第2項の規定に基づき、分割して担保の提供を行うため、承認を受けようとする場合は、別記第111号様式による保全担保の分割提供承認申請書に分割して提供することが必要である理由を証する書面その他知事が必要であると認める書類を添えて、同条第1項の規定により知事が指定した期限の7日前までに、これを鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（条例第97条の4第2項の規則で定める特別の事情）

第32条の5 条例第97条の4第2項に規定する規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交付を受けた免税証に記載された免税軽油の数量の合計が年間10キロリットル以下であること。
- (2) 免税軽油使用者が国、地方公共団体その他これらに準ずる者であること。
- (3) 免税軽油使用者の営む業務の特殊性等により毎月の報告が困難であると知事が認める者であること。

（軽油引取税の徴収猶予に係る申請）

第32条の6 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、別記第112号様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて、これを鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請）

第32条の7 法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、省令第16号の14様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添えて、これを鹿児島地域振興局長に

提出しなければならない。

（法第144条の31に規定する軽油引取税の還付又は納入の免除に係る申請）

第32条の8 法第144条の31第1項、第4項又は第5項の規定による還付又は納入の免除を受けようとする特別徴収義務者は、別記第113号様式による申請書に令第43条の17に規定する書面を添えて、これを鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認に係る申請）

第32条の9 法第144条の31第4項又は第5項に規定する知事の承認を受けようとする免税軽油使用者は、別記第114号様式による申請書に承認を受けようとする事実を証するに足る書類を添えて、これを所轄の地域振興局等の長に提出しなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の申請書の提出があつた場合において、適当であると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、別記第115号様式による承認書を交付するものとする。

（条例第97条の5第1項の規則で定める事項）

第32条の10 条例第97条の5第1項に規定する規則で定める事項は、省令第8条の41各号に規定する場合の区分に応じ、当該各号に規定する事項とする。

（製造等の承認に係る手続）

第32条の11 条例第97条の5第1項の規定により、製造等に係る知事の承認を受けようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、省令第8条の42第1項から第4項までに規定するところにより、同条第1項から第4項までに規定する承認申請書を所轄の地域振興局等の長に提出しなければならない。

（条例第97条の5第3項の規則で定める事項）

第32条の12 条例第97条の5第3項に規定する規則で定める事項は、省令第8条の44第1項から第3項までに規定する場合の区分に応じ、当該各項に規定する事項とする。

（事業の開廃等の届出書の提出等）

第32条の13 条例第97条の6第1項から第3項までの規定による届出をしようとする特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、省令第8条の45に規定するところにより、同条に規定する届出書を所轄の地域振興局等の長に提出しなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の届出書の提出を受けた場合には、省令第8条の46に規定するところにより、同条に規定する事項を関係都道府県知事に通知するものとする。

（条例第97条の7第1項の報告事項等）

第32条の14 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、県内に軽油の納入地又は主たる事務所若しくは事業所が所在する場合においては、省令第8条の47の表の上欄に規定する者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に規定する事項を、元売業者及び特約業者にあつては鹿児島地域振興局長に、軽油製造業者にあつては所轄の地域振興局等の長に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者のうち、軽油の製造をした者は、県内に主たる事務所又は事業所が所在する場合においては、省令第8条の48各号に規定する事項を、所轄の地域振興局等の長に報告しなければならない。

3 地域振興局等の長は、第1項の規定により報告を受けた場合において、省令第8条の47の表の中欄に規定する事項を、速やかに、関係都道府県知事に通知するものとする。

4 地域振興局等の長は、第2項の規定により報告を受けた場合において、省令第8条の48各号に規定する事項を、速やかに、関係都道府県知事に通知するものとする。

（条例第97条の8の帳簿記載義務）

第32条の15 条例第97条の8の規定による帳簿の記載は、省令第8条の53に規定するところによらなければならない。

（軽油引取税に関する書類の様式）

第32条の16 軽油引取税について次の表の左欄に掲げる根拠規定に関して用いる中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

根 拠 規 定	書 類 の 種 類	様 式（別記）
条例第92条第2項	軽油引取税特別徴収義務者登録通知書	第116号様式

条例第92条第3項	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	第117号様式
条例第92条第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書	第118号様式
条例第92条第6項	軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書	第119号様式
条例第97条第3項	免税軽油使用者証書換え申請書	第120号様式
法第144条の4第4項又は第144条の47第5項若しくは第144条の48第4項	軽油引取税更正・決定通知書 加算金決定	第121号様式

第34条及び第34条の2を削る。

第34条の3第1項中「鹿児島地域振興局の長」を「鹿児島地域振興局長」に改め、同条第3項中「鹿児島地域振興局の長」を「鹿児島地域振興局長」に、「別記第144号様式」を「別記第143号様式の3」に改め、同条を第34条とする。

第34条の4中「第143号様式の3」を「別記第144号様式」に、「鹿児島地域振興局の長」を「鹿児島地域振興局長」に改め、同条を第34条の2とする。

第35条の2を次のように改める。

（自動車税に係る収納計器及び収納計器取扱人の指定等）

第35条の2 条例第104条第3項後段の収納計器の指定並びに自動車税に係る収納計器取扱人の指定及びその取消し、始動票札の買受け並びに収納計器による収納印の押印の取扱い等については、第28条第1項、第31条、第31条の2、第31条の3第1項から第3項まで及び第31条の4第1項の規定を準用する。

2 条例第104条第3項後段の収納印は、別記第145号様式の2による。

3 自動車税に係る始動票札の形式は、別記第98号様式による。

第36条中「第146号様式」を「別記第97号様式」に改める。

第36条の3から第36条の5までを次のように改める。

第36条の3から第36条の5まで 削除

第36条の6の見出しを「（収納計器取扱人に対する証紙販売手数料の交付）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「押印業務」を「条例第104条第3項後段の収納印の押印」に改め、同項を同条とする。

第36条の7を次のように改める。

（証紙取扱者）

第36条の7 証紙取扱者は、鹿児島地域振興局又は大島支庁の税出納員をもつて充てる。

第36条の7の2中「別記第146号様式の2の2」を「別記第146号様式」に改める。

第36条の8の2第3項中「身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改める。

第36条の9第1項中「別記第146号様式の3」を「別記第146号様式の2」に、「生活交通路線維持費補助金」を「路線維持費補助金又は車両購入費補助金」に改め、同条第2項中「第146号様式の3の2」を「別記第146号様式の3」に改め、同条第3項中「第146号様式の4」を「別記第146号様式の4」に改める。

第36条の10第2項に後段として次のように加える。

この場合においては、第31条の9第3項の規定を準用する。

第36条の10第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の書類については、第31条の9第5項の規定を準用する。

第36条の10第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第12章及び第13章を次のように改める。

第12章及び第13章 削除

第41条から第47条まで 削除

別記第11号様式（その6）軽油引取税用（表面）中「第700条の3」を「第144条の2」に、

「第131条」を「第84条」に改める。

別記第12号様式（その1）一般（県外振込）用を次のように改める。

一般（県外振込）用
（表面）

07 福岡		払込取扱票 公		払込料 金	
口座番号		座 番 号		加入者負担	
				千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名		金額		備考	
通 信 欄	税目	コード	年度	処理区分	種 別
	整理番号				本 税
	期 別				延滞金
	納 期 限				加算金
ご依頼人住所・氏名					日付
〒					印

裏面の注意事項をお読みください。ゆうちょ銀行（承認番号福岡公第 号）
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 公

口座番号	払込料 金				
	加入者負担				
	千 百 十 万 千 百 十 円				
加入者名					
金額	千 百 十 万 千 百 十 円				
ご依頼人住所・氏名	様				
備考	日付印				
この受領証は、大切に保管してください。					

切り取らないでお出ください。

（裏面）

お 願 い

この払込書により、全国のどのゆうちょ銀行又は郵便局でも県税の納付ができます。ゆうちょ銀行又は郵便局で納付される場合は必ずこの払込書を使用してください。

（ご注意）

- この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはつきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

この場所には、何も記載しないでください。

別記第43号様式中「第700条の14の3第2項」を「第144条の20第2項」に改める。

別記第45号様式中「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改める。

別記第78号様式（その3）中「3 土地改良区」を「3 土地改良区等」に、

「

土地改良区 の換地の取得

」を「

土地改良区等 の換地の取得

」に改める。

別記第79号様式（その1）中「

土地改良区 の換地の取得

」を「

土地改良区等 の換地の取得

」に改める。

別記第94号様式から別記第142号様式までを次のように改める。

第94号様式（第26条関係）

納税義務免除 自動車取得税徴収猶予申告（請）書 還 付			
鹿児島県		長 殿	年 月 日
申告（請）者 住所又は所在地 氏名又は名称		印	
下記のとおり、地方税法第125条の規定により、自動車取得税の 承認されるよう申告（請）します。		納税義務免除 徴収猶予 還 付	
記			
登録番号 車両番号		車 名	
車 種		車台番号	
免除、猶予 を必要とする 理 由	譲渡担保財産として取得した上記の自動車は、当該自動車により担保された債権が消滅し、当該自動車を取得した日から6箇月以内に譲渡担保財産の設定者に移転した（する見込みの）ため		
譲 渡 担 保 財 産 と し て 設 定 し た 年 月 日		年 月 日	
譲渡担保財産の設定者に移転した（する予定）年月日		年 月 日	
申 告 (請) 額	課 税 標 準 額	円	
	税 額	円	
	延 滞 金	円	
	加 算 金	円	
譲 渡 担 保 財 産 設 定 者	住所又は所在地 氏名又は名称		
備 考			

（注） この申告（請）書を提出するときは、譲渡担保財産としての取得及び債権の消滅による移転（予定）日等を証するに足る書類を添付すること。

第95号様式（第27条関係）

（100円券）



- 備考1 刷色 暗い青
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（300円券）



- 備考1 刷色 茶
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（500円券）



- 備考1 刷色 明るい茶
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（1,000円券）



- 備考1 刷色 緑
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（3,000円券）



- 備考1 刷色 赤
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（5,000円券）



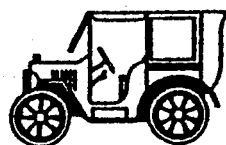
- 備考1 刷色 紫
2 寸法 2.55cm×3.60cm

（10,000円券）



- 備考1 刷色 暗い紫
2 寸法 2.55cm×3.60cm

第96号様式（第28条関係）



自動車取得税

00月

鹿児島県証紙代金収納印 鹿一〇二

第97号様式（第29条，第36条関係）



〔直径 3.0 センチメートル〕

第98号様式（第31条の3，第35条の2関係）

<<<<<	鹿児島県始動票札
	FM CARD
<<<<<	KAGOSHIMA
	番号 _____

第99号様式（第31条の9 関係）

（その1）

自動車取得税減免申請書（公的医療機関用）			
鹿児島県		長 殿	年 月 日
申請者 住所又は所在地 ふ り が な 氏名又は名称 代 表 者 氏 名 鹿児島県税条例第83条の規定により、自動車取得税の減免を申請します。			
登録番号又は 車 両 番 号		車 名	
取得年月日	年 月 日	型 式	
用 途		車 台 番 号	
車 体 の 形 状		使用の本拠の 位 置	
取 得 価 額	円		
申 告 税 額	円		
自 動 車 の 使 用 目 的			
備 考			

(その2)

自動車取得税減免申請書（身体障害者等用）					
鹿児島県		長 殿		年 月 日	
		申請者			
		住 所			
		氏 名		印	
		電話番号			
鹿児島県税条例第83条の規定により自動車取得税の減免を申請します。					
身体障害者等	住 所				
	氏 名				
	生年月日及び年齢	年 月 日 (歳)			
	手帳番号	鹿児島県 () ・ 市 第 号			
	手帳交付年月日	年 月 日			
	障害等級 (障害の程度)	級	申請者との関係		
障 害 名					
運 転 者	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	身体障害者等との関係		
申 請 理 由		☐ 本人運転 ☐ 生計同一者運転 ☐ 常時介護者運転			
自 動 車 の 使 用 目 的		☐ 生業 ☐ 通院 ☐ 通学 ☐ 通所 ☐ 帰省			
減免を受けようとする自動車	登録番号			車台番号	
	型 式			類別区分番号	
	登録年月日	年 月 日		初 度 登 録	年 月
	所 有 者	住 所			
		氏 名			
	使 用 者	住 所			
		氏 名			
取得価額①	円				
①のうち特別の仕様による製造又は装置の変更に要した費用		円			
備 考					

※

自動車取得税	取得価額 (課税標準)	税 額 ②	特別の仕様による製造又は装置の変更に要した費用として認定した額 ③	減免額④ ((250万円+③) × 税率 (3%又は5%))	差引税額 (②-④) ⑤ 百円未満切り捨て
	円	円	円	円	円
身障手帳等 運転免許証 自動車検査証 確認印		申 請 1 初 回 2 再申請	再申請 の場合 鹿児島	登 録 番 号 処 理 内 容 抹 消 ・ 移 転 その他 ()	処 理 年 月 日 年 月 日

注1 次に掲げる書類を提示すること

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
- (2) 身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証
- (3) 減免の対象となる自動車の自動車検査証
- 2 減免の対象となる自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、別紙付票を添付すること。
- 3 「①のうち特別の仕様による製造又は装置の変更に要した費用」欄は、減免の対象となる自動車について身体障害者等が運転するため又は利用するための特別の仕様による製造又は装置の変更をした場合に要した金額を記載すること。
なお、当該欄に金額を記載した場合には、その明細が確認できる書類を添付すること。
- 4 ※欄は記載しないこと。

(その2) (付票)

証 明 書			
身 体 障 害 者 等		(自動車取得税用)	
左と生計を一にする者又は常時介護者			
住 所		住 所	
氏 名	印	氏 名	印
生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
職 業		職 業	
手 帳 番 号		身体障害者等 と の 関 係	
手 帳 交 付 日 年 月 日	年 月 日	運 転 免 許 証 号	
障 害 名		住 所	
障 害 の 等 級 (障害の程度)		氏 名	印
		生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
		職 業	
		身体障害者等 と の 関 係	
		登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
		自 動 車 の 使 用 目 的	
上記右上欄の者は、左欄の身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者で、当該身体障害者等の通学，通院，通所又は生業のために自動車を運転するものであることに相違ないことを証明する。 年 月 日 福祉事務所等の長 県援護事務主管課長 市 町 村 長 印			

(その3)

(表)

自動車取得税減免申請書（構造変更用）						
					年 月 日	
鹿児島県		長 殿				
申請者						
住所又は所在地						
氏名又は名称				印		
鹿児島県税条例第83条の規定により、自動車取得税の減免を申請します。						
身体 障害 者等 の利 用に 供す るた め構 造の 変更 がな され た自 動車	登録番号又は 車両番号		雇 用 さ れ て い る 身 体 障 害 者	住 所		
	取得年月日	年 月 日		氏 名	印	
	種 別			生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日生 (歳)	
	用 途			手 帳 等 番 号		
	自家用の別 営業用	自家用 ・ 営業用		手 帳 等 交 付 年 月 日	年 月 日	
	車体の形状			障 害 名		
	車 名			障 害 の 等 級 (障害の程度)		
	型 式			運 転 免 許 証 の 番 号		
	乗 車 定 員			運 転 免 許 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日	
	車 台 番 号			運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	年 月 日	
	使用の本拠 の 位 置			免 許 の 種 類 及 び 条 件		
				雇 用 年 月 日	年 月 日	
	取 得 価 額			円		
	取得価額のうち構造変更に必要な金額			円		
申 告 税 額			円			

（裏）

1 身体障害者等の利用に供するため、又は雇用されている身体障害者の運転のために構造変更された部分の名称等 (1) 改造部分の名称及び改造の内容 (2) 場所（外観図及び改造部分詳細図）	
2 身体障害者等の利用に供されることとなる理由 (1) 主たる運行目的 (2) 利用する身体障害者等の範囲及び割合	
備 考	

注 外観図及び改造部分詳細図は、運輸支局に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しで差し支えない。

第100号様式（第31条の9関係）

自動車取得税関係承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名		年 月 日	
様		鹿児島県鹿児島地域振興局長 印	
年 月 日に申告（申請）のあつた		について、下	
記のとおり		を承認しましたので通知します。	
登 録 番 号		納税義務発生 年 月 日	年 月 日
車 種		徴収猶予期限	年 月 日
車 名		車 台 番 号	
課 税 標 準 額	円		
税 額	円		
減 免 額	円		
差 引 税 額	円		
理 由 及 び 条 件			
備 考			

注1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

第101号様式（第31条の9関係）

自動車取得税関係不承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名		年 月 日	
様		鹿児島県鹿児島地域振興局長 印	
年 月 日に申告（申請）のあつた		について、下	
記の理由により、		は認められませんので通知します。	
なお、下記の金額を同封の納付書により直ちに納付してください。			
登録番号 車両番号		課税標準額	円
車 種		税 額	円
車 名			
車 台 番 号			
納税義務発生 年 月 日	年 月 日	計	円
理 由			
備 考			

注1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

第102号様式（第31条の10関係）

自動車取得税交付額に係る道路の延長及び面積に関する報告書											
年 月 日											
鹿児島県知事 殿											
市町村長 図											
地方税法施行規則第8条の26の規定に基づき自動車取得税の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を次のとおり報告します。											
項目	延 長	面 積	C に か か る 内 訳								
市町村道 A	メートル	平 方 メートル	延 長				面 積				
交付の対象とならない市町村道 総務省令で定める市町村道	(1) 管理の経費を負担しない市町村道			項 目	延 長	補正率	※補正後	項 目	面 積	補正率	※補正後
	(2) 渡船施設			路面幅員4.5メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。）	メートル		メートル	路面幅員6.5メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。）	平 方 メートル		平 方 メートル
	(3) 路面幅員が2.5メートル未満の市町村道			路面幅員4.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		1.0		路面幅員6.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		1.0	
	(4) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により料金を徴収する市町村道			木 橋		42.0		路面幅員4.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		0.7	
				橋 り よ う		1.0		橋 り よ う		10.8	
	(1)+(2)+(3)+(4) 計 B										
A - B C			計 D				計 D				

(記載上の注意事項)

(1) 道路の延長にあつては、道路法（昭和27年法律第180号）第28条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第9条の路線の認定の公示、同法第18条第1項の道路の区域の決定の公示及び同条第2項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の開発道路にあつては、その延長に0.5を乗じた延長）とする。

(2) 道路の面積にあつては、当該道路の延長に、当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。

(3) DはCのそれぞれに一致すること。

(4) 道路の延長又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

(5) ※印欄は記入を要しません。

第103号様式 (第31条の11関係)
(表)

自動車取得税修正申告書 (白)		鹿 児 島 県		長 陵		年 月 日 申 告		受 付 印	
自動車登録番号又は車両番号	経過年数 年 月 日 初年度登録年	式 号	車 台 番 号	原 動 機 の 型 式	フ リ ガ ナ	氏 名 又 は 称	印		
フリガナ					所有権留保付で 買い受けた買主 の住所氏名	住所			
所有者の氏名又は名称					印				
フリガナ									
所有者の住所					自動車の種類 ・普通・小型・けん引 ・被けん引	最大乗車定員	用途 ・貨物・貨客兼用 ・乗合・乗用・特種	自家用の別 営業用 ○ 自・営 ● 自・営	車体の形状
使用の本拠の位置(定置場)					最大積載量	kg	kg	有 無	新車・中古車 の別
取得の原因とその日付等	年 月 日	新 規 登 録 () 移 転 換 入 者 新 規 登 録 () 移 転 換 入 者 新 規 登 録 () 移 転 換 入 者	年 月 日	年 月 日	特種用途自動車名称又は使用目的			バスの使用目的 ・貸切バス ・その他	新車・中古車 の別
自動車税	適用税率	証紙徴収額	取扱者印	備考 ・免 ・非	総排気量	リットル	軸距 (ホイールベース)	メートル	自動車型式 指定番号
自動車取得税	区分	申告額①	修正申告 (更正・決定) 額②		差額② - ①	延滞金	加算金	不・少・重	考 備
	課税標準額	円	円		円	円	円	円	・免 ・非
	税 額	円	円		円	円	円	円	

(注) 1 ●印欄は、すべての事項について異動又は変更前の内容を、○印欄は、異動又は変更後の内容を記入すること。
 2 太線で囲まれたところを、かい書で明りように記入し、又は該当事項を○で囲むこと。
 3 自動車取得税証紙は、裏面の指定する場所にはりつけること。

(裏)

証 紙 貼 付 箇 所

自 動 車 取 得 税 証 紙

自動車取得税証紙は、	この欄の左から高額順に	はり付けてください。

備 考		処 理 印	駐在員	審査者	集計表	調 定